

【返戻金制度に関して】

当社の紹介により就職した者が入社後本人の都合による退社又は本人の責めに基
づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額
を求人者に返還いたします。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| 2. 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

※返戻条件等の詳細に関しましては、求人者と締結する『有料職業紹介に関する基本契約』
等において別の定めをする場合があります。

許 可 番 号 23-ユ-303024

事業所の名称 アジア国際人材事業協同組合

所 在 地 愛知県名古屋市緑区浦里三丁目 215 番地の 2